

〈指定研究〉

「未公開刑事記録の保存と公開についての総合的研究～4 大学事件関連記録の発見を端緒として～」

続・刑事確定訴訟記録法の現代的課題

—司法資料の保管・保存と活用をめぐる—

西本成文*・石塚伸一**

〈目次〉

はじめに

1. 刑事参考記録をめぐる動向

(1) 経緯

(2) 法務省の対応

2. 国立公文書館における保存と公開

(1) 公文書管理法との関係

(2) 公文書へ移管が完了した司法資料

(3) 公文書管理における利用と制限

おわりに

はじめに

本稿は、刑事裁判の確定記録の保管・保存・閲覧等を定めた「刑事確定訴訟記録法¹⁾」(以下、「刑事記録法」という)について、近時の動向を紹介することを目的とする。従前、刑事記録をめぐるのは、司法資料の「保存」、そして、記録の「閲覧」がとりざたされてきた。前稿²⁾においては、日本における司法資料について概観したのち、訴訟記録の保存と公開に関する議論を取りあげた。つづいて2020(令和2)年に実現した「刑事参考記録一覧」の公表について概説し、あわせて、「公文書等の管理に関する法律³⁾」(以下、「公文書管理法」という)の立法展開を踏まえ、国立公文書館への刑事参考記録の移管の意義について確

認した。以下においては、まず、刑事参考記録めぐる状況の確認をする。そして前稿に引き続き再度、公文書館への移管にかかる問題を取りあげ、そして記録の閲覧をめぐる課題を整理する。

1. 刑事参考記録をめぐる動向

(1) 経緯

刑事記録法第9条に規定される「刑事参考記録」のリストは長らく未公開であった⁴⁾。

2018(平成30)年9月28日、上川法務大臣より閣議記者会見の場において刑事参考リストのリストを公開する意向が示され、2019(令和元)年12月25日に、法務省は「刑事参考記録」のリストをホームページに公開した⁵⁾。2021年(令和3)年、上川法務大臣は、閣議後の記者会見の場において『公文書や行政全体に対する国民の信頼を確保するために、公文書の在り方を見直していくことが重要である』として、下記の方針が示された⁶⁾。

①「公文書管理・電子決裁推進に関するプロジェクトチーム」の設置。

②全ての刑事裁判記録について、2019(令和元)年11月以降、廃棄を留保する。

③明治期前半の治罪法時代の刑事参考記録の国立公文書館への移管を試行する。

④刑事参考記録に指定する事件の類型の見直しと範囲の拡大

⑤刑事参考記録の指定にあたっての判断基準を

* 龍谷大学犯罪学研究センター 嘱託研究員

** 龍谷大学法学部 教授

具体的に設定すること。

- ⑥刑事参考記録の指定にあたって、研究者や弁護士など外部からの指定要望を受け入れおよび、手続きの周知。
- ⑦外部からの要望の判断にあたって有識者の意見を聞く仕組みの創設
- ⑧検察庁職員に対する刑事参考記録の指定に関する研修
- ⑨刑事参考記録の指定、保存等に関し、専門的知見をもつ国立公文書館のアーキビストの協力を仰ぐ

(2) 法務省の対応

刑事参考記録の指定の在り方等の見直しが公表されてから1年経過した段階での状況について整理する。上記③・⑤については、法務省のホームページ上に、下記の要件があげられている⁷⁾。

- ア 死刑に処する裁判により終結した被告事件
- イ 国政を揺るがせた犯罪に係る被告事件
- ウ 犯罪史上顕著な犯罪に係る被告事件
- エ 重要な判例となった裁判がなされた被告事件など法令の解釈適用上特に参考となる被告事件
- オ 無罪の裁判により終結した被告事件のうち重要なもの
- カ 検察審査会による起訴をすべき旨の議決に基づいて公訴が提起された被告事件
- キ 全国的に社会の耳目を集めた犯罪に係る被告事件であって特に重要なもの
- ク その他当局において刑事参考記録として保存する必要がある旨通知した被告事件

指定上申の類型に追加⁸⁾されたのは、検察審査会法第41条の6に規定される起訴議決（強制起訴）にかかるものである。また要件について、2021（令和3）年2月26日の衆院予算委員会第三分科会において、「オ 無罪の裁判により終結した被告事件のうち重要なもの」および「キ 全国的に社会の耳目を集めた犯罪に係る被告事件」について山尾志桜里議員（国民民主党）から質問がなされ、川原隆司法務省刑事局長より回答がなさ

れた⁹⁾。

（オ）について

山尾議員の『無罪事件のものは全て参考記録として保存』すべきという指摘に対し、川原政府参考人からは『…無罪となった事件が全て刑事確定訴訟記録法に言う刑事法制及びその運用並びに犯罪に関する調査研究の重要な参考資料であると思料される記録に該当するとは言えないと考えております。…無罪事件を含め、検察庁内にとどまらず、学術研究者等による指定の要望や有識者の御意見等を踏まえ、刑事参考記録として指定していくこととなるところでございます。』と答弁された。

（キ）について

山尾議員から『基準の具体化というところで、…重大なとあるんですけれども、…全国紙の一面というのは、やはり相当ハードルが高い。そして、これが例示をされると、やはり、各地方検察庁でも、この全国紙一面というのがかなり頭にたたき込まれて、やはり判断が狭くなるというリスクを感じます。民事裁判の記録は、やはり全国紙の二紙以上というようなことを具体例で挙げていて、具体例として挙げるなら、それぐらい少し幅を持った具体例、具体的な基準を挙げた方が私は適切だと思う』との指摘に対し、川原政府参考人は『…実際の運用におきましては、例えば、判決が、いわゆる全国紙のうち縮刷版が発行されている三紙において、毎月のトピックとして取り上げられているかということも考慮するなど、必ずしも一面に掲載された事件に限らず、その報道状況に照らして、大きく報道された事件に該当するか否かを適切に判断することとなります。…』と答弁した。

以上のやりとりを見るに、今後、どのように運用されるのかは現段階で明らかでない。外部有識者として、刑事参考記録の評価選別にあたる「刑事参考記録アドバイザー」に委嘱されたメンバーがどのような判断をとるのか、注目されよう（これについては後述する）。

⑥については、弁護士会、裁判所、学術研究者らから各検察庁に刑事参考記録の指定を要望できることを、ホームページ上で周知し、「要望があったときは各検察庁はこれを十分に斟酌する」とする¹⁰⁾。更に報道によれば、要望の可否について『もし仮に要望を受け入れず、指定の必要はないと判断しようとする場合には必ず、本省の刑事局に意見を照会し、刑事局で外部の有識者の意見を聴く。この結果、法務省本省として「検察の判断とは異なり、指定の必要がある」と判断し、刑事参考記録への指定を上申するよう検察に指示する場合があります。したがって、学術研究者らから永久保存の要望があった記録については、検察だけの判断での廃棄は禁止されることになる。』という¹¹⁾。

⑦・⑨については、「刑事参考記録アドバイザー」という役職が設けられ、外部有識者に委嘱された¹²⁾。下記、2021（令和3）年2月26日の衆院予算委員会第三分科会における、山尾議員からの質問に対する、上川法務大臣の答弁を引用する¹³⁾。

○山尾議員『（刑事参考記録アドバイザー）本当にその外部の目というのがきちっと担保された有識者なのか…そして、任命権者は誰なんでしょうか』

○上川大臣『今般、有識者を選定するに当たしまして、私から事務方に対しましては、中長期的に、法務省、検察の内部からでは必ずしも気づかない多角的な視点が指定の判断に反映されるようにということでありまして、特定のお立場にある外部の専門家の方に継続的に御関与いただくとともに、国立公文書館のアーキビストの方々にも御協力をいただくということによりまして、刑事参考記録の指定が一層適切になされていくような仕組み、これを検討するべきということで指示をいたしました。検討の結果でございますが、今般、有識者といたしまして、法務省の特別顧問、政府の審議会の委員の方々に御協力をいただくこととしたほかに、国立公文書館のアーキ

ビストの方々にも御協力をいただくこととしております。』

（中略）

○山尾議員『…やはり、法務省の特別顧問にも、法制審メンバーの刑事系の方にも、法制審メンバーのメディア系の方にも、これまで女性が就いた例がないんです。そして、法制審のメンバーのメディア系の方というと、基本的に、読売新聞と共同通信の方が代わりばんこになっているという現状がございます。…やはり、歴史家という視点でもう少し、ずっと法務省と一緒に法制審でやってきた、今も特別顧問でやっていきますという方じゃなくて、アーキビストを入れるのはいいと思うんですけども、もう少し柔軟に、歴史家の視点等で、大臣が選べるような枠を増やしたらいかがでしょうかと思うんです…』

○上川大臣『大事な点は、しっかりと、内部の判断ではなく、外部の目線を入れて、多角的な視点で判断をしていく、また御審議いただくということでございますので、人選につきましては、私は柔軟に対応してまいりたいと思いますし、また、ジェンダーにつきましても、バランスをしっかりとつくっていききたいなというふうに思っております。』

「刑事参考記録アドバイザー」に、アーキビストが採用されたことについては、一定の評価がされるものの、山尾議員の指摘するとおり、人選に偏りがみられる。例えば、日本弁護士連合会は、「法務大臣が、日本近現代史や刑事政策・刑事法制、犯罪現象などに関する専門的知識を有する研究者、ジャーナリスト、弁護士などの有識者によって組織される諮問会議の意見を聴いた上で、「歴史公文書等」の該当性を判断する基準を設け、これに従って運用し、毎年、その運用状況を諮問会議に報告して意見を聴き、その意見を付して公表する規定を設けること」とする要求を掲げている¹⁴⁾。また刑事参考記録アドバイザーによる刑事記録の選定・評価選別の方法について、具体的にどのようなやり取りが行われるのかについての検証は、今後の課題であるが、1点留意すべきとこ

ろがある。法務省において運用されている「法務省本省内部部局の標準文書保存期間基準¹⁵⁾」があげられる。そこには、兼務事務に関する事項として、刑事参考記録廃棄に関する業務についての規程がなされ、刑事参考記録等は5年保管されたのち、廃棄される。どのような過程を経て、参考記録の指定がなされているのかについての検証が困難になることが予想される。

2. 国立公文書館での保存と公開

以下においては、まず公文書管理法について概観し、次に公文書館に収蔵されている裁判記録を紹介したのち、刑事参考記録の移管にかかる課題について検討する。

(1) 公文書管理法との関係

公文書管理法第1条は、「国及び独立行政法人等の諸活動や歴史的事実の記録（公文書等）」は「健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源」とであると明記する。そして同法にさだめる②「行政文書等の適正な管理」、「歴史公文書等の適切な保存及び利用等を図る」、「行政が適正かつ効率的に運営されるようにする」ことは、③「現在及び将来の国民に説明責任」のために行われる旨、目的として規定する。

法務省は行政機関であるが、刑訴法53条の2の3項は、訴訟に関する書類について、公文書管理法の第2章にある規定を適用しないこと規定する。ただし公文書館法14条において、「国の機関（行政機関を除く。以下この条において同じ。）は、内閣総理大臣と協議して定めるところにより、当該国の機関が保有する歴史公文書等の適切な保存のために必要な措置を講ずるものとする」、「内閣総理大臣は、前項の協議による定めに基づき、歴史公文書等について、国立公文書館において保存する必要があると認める場合には、当該歴史公文書等を保有する国の機関との合意により、その移管を受けることができる」（同条2項）¹⁶⁾と規定するため、刑事参考記録の公文書館への移管が可能となる。

(2) 公文書館に移管された司法資料

司法資料としての裁判記録のうち、すでに公文書館への移管されているものが複数ある。

〔裁判文書・民事判決文書〕

民事事件の判決書は、1992年1月23日に最高裁判所が事件記録等保存規程を改正し、永久保存であったものを50年で廃棄することとした。これに対して、民訴法学者・法制史学者を中心に、国立10大学が一時的にそれら判決原本を引き取る活動を行い、廃棄は回避された¹⁷⁾。『2009（平成21）年8月5日に、内閣総理大臣と最高裁判所長官の間で「歴史資料として重要な公文書等の適切な保存のために必要な措置について」の定め¹⁸⁾が締結され、①歴史資料として重要な判決書等の裁判文書（民事事件の判決書の原本及び、事件記録等保存規程第9条第2項に基づき保存されている民事事件の事件記録等）、②裁判所の過去の主要な活動を跡づけるために必要な、司法行政に係る重要な政策等、裁判所の運営上の重要な事項に係る司法行政文書について保存期間を満了したものが移管されることとなった。下級裁判所（高等裁判所・地方裁判所）で作成され各国立大学に保管されていた明治7年から昭和18年完結分までの民事判決原本が、移管されていたが、最高裁判所（大審院含む）の裁判文書・司法行政文書及び昭和19年以降の下級裁判所の裁判文書については移管が行われていなかった。まず、昭和30年までに完結した事件にかかる民事事件の判決原本等が、平成22年2月1日に決定された移管計画に基づき、平成21年度から平成24年度まで移管された。』¹⁹⁾

〔軍法会議関係文書〕

『2014（平成26）年8月25日に内閣総理大臣と法務大臣の間で「歴史資料として重要な公文書等の適切な保存のために必要な措置について」の定めが締結され²⁰⁾、法務大臣がその適切な保存のために必要な措置を講ずるものとされている「歴史公文書等」は、法務省が保有する刑事事件に係る判決書等の訴訟に関する書類のうち、歴史資料として重要な公文書その他の文書であるものについて保存期間を満了したものが当館に移管されるこ

となった。軍法会議に係るもので、「裁判書（有期懲役）保管期間（50年）満了後、刑事参考記録として保存しているもの」及び「事件記録保管期間（50年）満了後、刑事参考記録として保存しているもの」。なお、「裁判書（死刑、無期懲役）」は保管期間（100年）満了後に移管予定』とされている²¹⁾。

〔刑事参考記録〕

『平成26年8月25日に内閣総理大臣と法務大臣の間で「歴史資料として重要な公文書等の適切な保存のために必要な措置について」の定めが締結²²⁾され、法務大臣がその適切な保存のために必要な措置を講ずるものとされている「歴史公文書等」は、法務省が保有する刑事事件に係る判決書等の訴訟に関する書類のうち、歴史資料として重要な公文書その他の文書であるものについて保存期間を満了したものが当館に移管されることとなった。刑事参考記録については、令和元年7月3日に内閣府大臣官房長と法務省刑事局長の間で「歴史公文書等の適切な保存のための必要な措置についての実施について」（平成26年8月25日内閣府大臣官房長・法務省刑事局長申合せ²³⁾が一部改正され、「歴史公文書等の移管計画について」（令和2年3月24日付け内閣総理大臣通知）が決定された。』²⁴⁾ これは、2019年に法務省が刑事参考記録のうち1件だけ移管した明治20年（1887年）確定の「謀殺」事件であり、これは事件記録全体があり、公開されている²⁵⁾。

(3) 国立公文書館における利用と制限

資料の利用について、国立公文書館のパンフレットには、下記のように記されている。

『特定歴史公文書等は、個人の権利利益を害するおそれがある情報が記録されているなどの場合を除き、誰でも閲覧することができます。また、写しの交付（有償）を受けることもできます。閲覧室には、特定歴史公文書等の検索ができるよう、デジタルアーカイブを利用できる端末を備え付けています。また、利用者が持参したカメラで特定歴史公文書等

を撮影することができるほか、つくば分館で所蔵している特定歴史公文書等のうち、利用制限区分が「公開」又は「部分公開」となっているものについては、東京本館に取り寄せて閲覧していただいています。』²⁶⁾

利用制限区分が、「要審査」と表示されている特定歴史公文書等は、当館利用等規則上、一般の利用に供することを制限する情報を含む可能性のあるとされるもので、利用を希望する場合は、特定歴史公文書等利用請求書を東京本館に郵送、FAX、電子メールまたは東京本館閲覧室へ直接提出しなければならない。特定歴史公文書等利用請求書の記載内容を確認し受付を終えた時点で、特定歴史公文書等の内容の審査を行い、利用決定通知書が渡される。内容によって、決定通知書の取得には、日数を要する場合がある²⁷⁾。

先に述べたように、法務省が保管する刑事事件に係る判決書等の訴訟に関する書類のうち、歴史資料として重要な公文書その他の文書にあたるものは「歴史公文書等の適切な保存のために必要な措置」として移管ができる。しかし、法務省から移管された特定歴史公文書等の利用の制限についても申し合わせがなされている²⁸⁾。公文書管理法第16条第1項第3号に規定する利用の制限は、以下の情報が記載されている場合に行われ、当該利用の制限に関する事項については、他の行政機関から移管された特定歴史公文書等の利用の制限に関する公文書管理法の規定の例が準用される。

また、国立公文書館は「独立行政法人国立公文書館における公文書管理法に基づく利用請求に対する処分に係る審査基準（平成23〔2011〕年4月1日館長決定）」を定め、「30年を経過した特定歴史公文書等に記録されている個人情報について」の公開の目安を作成しているが、そこでは、「重要な個人情報であって、一定の期間は、当該情報を公にすることにより、当該個人又はその遺族の権利利益を害するおそれがあると認められるもの」については、「110年を超える適切な年」とあり、その対象に、「刑法等の犯罪歴（禁錮以上の刑）」があげられている。110年というのは、『本人が20歳で公文書に記載され、30歳で子が誕生し、

100歳で死亡する場合を想定され作成されたものである。…作成または取得から110年を経過すると…いずれも死亡している可能性が高いと推定される』ことによる。しかし、これでは、裁判記録の廃棄はまぬがれても、なお、刑事訴訟記録を閲覧して史実を検証することが著しく困難となる。刑事参考記録の公文書館への移管は、司法資料の保存・保管について、それまで各地方検察庁においてバラバラに保管されていたものを一定のルールで、一か所に集約することにおいて意義が認められる。しかし、司法資料の利活用については、まだ課題が残される。

おわりに

さいごに、司法手続きのIT化をめぐる動向を紹介して終わりにしたい。2020（令和2）年7月に閣議決定された「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進計画（IT新戦略）」²⁹⁾をふまえ、法務大臣の指示に基づき、刑事法研究者や実務家等を構成員とする「刑事手続きにおける情報処理技術の活用に関する検討会」が開催された。検討会では、刑事手続について情報通信技術を活用する方策に関し、現行法上の法的課題を抽出・整理した上で、その在り方について議論され、2022（令和4）3月15日に取りまとめ報告書が提出された³⁰⁾。これによって、民事手続きのICT化につづき、刑事手続においても、書面の作成・管理・発受が紙媒体中心の実務から情報通信技術を用いたものになっていくことが期待される。検討会では、刑事訴訟法・刑事訴訟規則以外の法令に関わる方策についても俎上に載せられた。取りまとめ報告書には、下記のように記されている³¹⁾。

『本検討会においては、刑事訴訟法及び刑事訴訟規則に定められた刑事訴訟手続に焦点を当てた検討が行われたが、同手続と関連し、あるいは、同手続と接続する面がある手続として、……刑事確定訴訟記録法に規定する訴訟記録の保管・閲覧等の手続などがあり、これらについても、情報通信技術を活用する方策を検討する必要があると考えられる。』

2001（平成13）年に提出された「司法制度改革審議会意見書32」では、国民的基盤の確立（国民の司法参加）のための条件として、①わかりやすい司法の実現、②司法教育の充実、③司法に関する情報公開の推進、が掲げられた。刑事手続へのICT導入には、まだ課題が残るものの、公共財としての訴訟記録へのアクセス改善の一助となり、すべての市民の知る権利の保障をすることで、司法制度改革の理念を継承・発展させることを願う。

注

- 1) 昭和62年法律第64号
- 2) 西本成分＝石塚伸一「刑事確定訴訟記録法の現代的課題—司法資料の保管・保存と活用をめぐる—」『龍谷大学社会科学研究年報』51号（龍谷大学社会科学研究所、2021年）133頁～143頁。
- 3) 平成21年法律第66号。
- 4) 刑事参考記録の一覧情報を求めて情報公開請求が行われたが、一覧について保管庁以外はすべて黒塗りとされ、指定状況に関しても氏名、罪名、刑名刑期、確定年月日、さらには記録の冊数まで黒塗りされていたという事例【情報公開法に基づく刑事参考記録一覧等の一部開示決定に関する事例について（平成30年度（行情）答申第244号）】。
- 5) 公開されている刑事参考記録の総件数は891件（2021年12月31日付）。最も古い記録は1883（明治16）年に確定したものであり、2017年（平成29）年に確定したものまでリストに記載されている。前稿（前掲註2）において紹介した際は、リストは2020年12月31日付のもので、2015年（平成27）年までに確定した記録854件であった。前回より37件増加しているが、そのうち2016年から2017年に確定し、リストに記載された参考記録は8件である。本格的な実態調査がはじまったことによる影響によるものと推察される。なお、リストに付された注記も2点更新されている。①事件名に記載の際に参考にした判例雑誌について、憲法判例百選〔7版〕のみであったところ、新たに刑法判例百選総論・各論〔8版〕、および刑事訴訟法判例百選〔10版〕が加わった。②リストに掲載されている記録のうち、裁判書のみのもので、1件から4件に増えている（リスト番号517、764、777、876）。
- 6) 法務省「法務大臣閣議後決定記者会見の概要（令和3年2月12日）」https://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/hisho08_00170.html（以下、すべてのインターネット・リソースの最終閲覧は2022年3月20日）。
- 7) 法務省「刑事参考記録としての保存の要望について https://www.moj.go.jp/keiji1/keiji02_00013.html 同ページにリンクが貼られている「刑事参考記録保存要望申出書」様式例においては、「1 国政を揺るがせた犯罪に係る事件、2 犯罪史上顕著な犯罪に係る

事件、3 重要な判例となった裁判がなされた被告事件など法令の解釈適用上特に参考となる事件、4 無罪の裁判により終結した被告事件のうち重要なもの、5 全国的に社会の耳目を集めた犯罪に係る事件であって特に重要なもの」という要件が掲げられ、差異がみられる。

8) 前掲註 5 に同じ。

9) 第204回国会 衆議院 予算委員会第三分科会 第2号 令和3年2月26日。
<https://kokkai.ndl.go.jp/#/detail?minId=120405268X00220210226¤t=3>

要件オについては、発言120（山尾志桜里）—発言121（川原隆司法務省刑事局長・政府参考人）、要件キについては、発言128（山尾志桜里）—発言129（川原隆司法務省刑事局長・政府参考人）。

10) 古川法務大臣は、記者からの質問に対し「研究者や弁護士の方々などからの指定の要望を受け付ける仕組みについて周知する取組を行った結果、一定数の要望が寄せられており、これらについては、必要に応じて、外部有識者である刑事参考記録アドバイザーの御意見を伺うことになるものと聞いています。」と述べた。法務省「法務大臣閣議後決定記者会見の概要（令和4年2月4日）」https://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/hisho08_00277.html

11) 奥山俊宏「刑事訴訟記録の永久保存の拡充、法務省が各地検に指示 外部要望やアーキビストの意見も聞いて刑事参考記録を指定する制度に（法と経済のジャーナル ニュース&コメンタリー）」『論座』2021年4月3日付記事 <https://webonza.asahi.com/judiciary/articles/2721040300001.html>

12) なお、委嘱されたのは、井上正仁氏（法務省特別顧問）、佐伯仁志氏（東京大学名誉教授）、大沢陽一郎氏（読売新聞西部本社執行役員編集局長）、村上淳子氏（国立公文書館公文書専門官）、平野泉氏（立教大学共生社会研究センターアーキビスト）の5名である。法務省「法務大臣閣議後決定記者会見の概要（令和4年2月4日）」https://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/hisho08_00277.html

13) 第204回国会 衆議院 予算委員会第三分科会 第2号 令和3年2月26日
<https://kokkai.ndl.go.jp/#/detail?minId=120405268X00220210226¤t=3>

発言122（山尾志桜里） 発言128（上川陽子法務大臣）

14) 日本弁護士連合会『刑事確定訴訟記録の保管、保存及び閲覧等に関する法改正及び運用改善に関する意見書』（2020年9月10日）。
https://www.nichibenren.or.jp/var/rev0/0002/9023/opinion_200910.pdf

15) https://www.moj.go.jp/hisho/bunsho/hisho02_00031.html 法務省本省内部部局の標準文書保存期間基準は、法務省行政文書管理規則（平成23年法務省秘文訓第308号）第16条第1項において、「文書管理者は、別表第1に基づき、保存期間表（※標準文書

保存期間基準）を定め、これを公表しなければならない。」とされている。当該基準は、刑事局総務課において運用されている『刑事局総務課 標準文書保存期間基準』事項23「検務事務に関する事項」、業務の区分「(10) 刑事参考記録廃棄に関すること」、① 検察庁からの上申書・上申書に対する回答書・検察庁からの報告書の欄、下記 PDF の8頁を参照のこと。
<https://www.moj.go.jp/content/001296403.pdf>

16) 法務省は行政機関であるが、刑訴法53条2の3項の規定により、例外的に立法機関、司法機関と同様の「国の機関」として扱われる。『訴訟に関する書類』は形式的には行政文書であるところ、実質的には司法文書である民事判決原本などと同じ扱いをすべきであるため」宇賀克也『逐条解説公文書等の管理に関する法律（第3版）』（第一法規株式会社、2015年）271頁～275頁。

17) 梅原康嗣＝村上由佳「国立大学からの民事判決原本の移管完了について—民事判決原本利用のための手引—」『北の丸』44号（国立公文書館、2012年）154頁『平成12年度から12か年計画で民事判決原本の移管を行うというスケジュールが定められた。計画を1年前倒しして、平成23年3月4日までに36,624冊の民事判決原本を受入れ、当該文書の移管は完了した。』とのことである。

18) 「歴史資料として重要な公文書等の適切な保存のために必要な措置について（平成21年8月5日内閣総理大臣・最高裁判所長官申合せ）」<https://www8.cao.go.jp/chosei/koubun/hourei/shihou1.pdf>

19) <https://www.digital.archives.go.jp/fonds/3609855>（国立公文書館デジタルアーカイブ）同サイトにおいては、移管された文書の目録を検索することができる。

20) 歴史公文書等の適切な保存のために必要な措置について（平成26年8月25日内閣総理大臣・法務大臣申合せ）
<https://www8.cao.go.jp/chosei/koubun/hourei/shihou5.pdf>

21) <https://www.digital.archives.go.jp/fonds/3695343>（国立公文書館デジタルアーカイブ）

22) 歴史公文書等の適切な保存のために必要な措置について（平成26年8月25日内閣総理大臣・法務大臣申合せ）
<https://www8.cao.go.jp/chosei/koubun/hourei/shihou5.pdf>

23) 歴史公文書等の適切な保存のために必要な措置について（平成26年8月25日内閣総理大臣・法務大臣申合せ）の実施について（令和元年7月3日内閣府大臣官房長・法務省刑事局長申合せ）<https://www8.cao.go.jp/chosei/koubun/hourei/shihou6.pdf>

24) <https://www.digital.archives.go.jp/fonds/4492942>（国立公文書館デジタルアーカイブ）。

25) <https://www.digital.archives.go.jp/file/4666180>（国立公文書館デジタルアーカイブ）この記録は、前掲註10の記事におい概要が紹介されている『妻を

毒殺したとして群馬県利根郡の男（54歳）が罪に問われた事件の訴訟記録。事件は1887年（明治20年）6月1日ごろに発生し、同年9月に前橋軽罪裁判所の予審判事によって前橋重罪裁判所に移された。被告行方不明のまま同裁判所の検事によって12月7日に公訴が提起され、欠席裁判で同月27日に死刑の判決が言い渡された。公訴状、探偵書、鑑定書、証人調書、参考人調書、検事意見書などが刑事参考記録として前橋地検で保存されていた。2020年3月31日、国立公文書館に移管された。「時の経過」を考慮し、審査を経て公開された。』とある。

26) 国立公文書館パンフレット

<https://www.archives.go.jp/publication/pamphlet/pamphlet.pdf>

27) 国立公文書館（よくある質問）

<https://www.archives.go.jp/guide/faq.html#QB03>

28) 「法務省から移管された特定歴史公文書等の利用の制限について（平成26年8月25日内閣総理大臣・法務大臣申合せ）」

<https://www8.cao.go.jp/chosei/koubun/hourei/shihou8.pdf>

29) 村上由佳「国立公文書館における個人情報に関する利用審査について」『北の丸』49号（2017年）頁78頁参照。なお、利用制限の年限について、国際的慣行としてのいわゆる「30年ルール」について、個人情報に関する公開を長期にわたって制限することを否定しないとする。

30) <https://cio.go.jp/data-basis>

31) 「刑事手続における情報通信技術の活用に関する検討会」取りまとめ報告書。

<https://www.moj.go.jp/content/001368581.pdf>

32) 前掲註31 44頁。

33) 「司法制度改革審議会意見書—21世紀の日本を支える司法制度—（平成13年6月12日）」

<https://lawcenter.ls.kagoshima-u.ac.jp/sihouseido/report/ikensyo/pdf-dex.html>

参考文献

〈論文〉

浅古弘ほか「シンポジウム司法資料保存の歴史と現代的課題」『早稲田法学』第69巻第2号（早稲田法学会、1993年）195頁～323頁

浅古弘＝岩谷十郎「司法資料保存利用問題」『法制史研究』第44巻（法制史学会、1994年）163頁～201頁。

福島至「書評『コメンタール刑事確定訴訟記録法』福島至編」『法学セミナー』第539号、（1999年）118頁～119頁

安藤正人「司法資料の保存とアーカイブズ、アーキビスト」『自由と正義』Vol.54 No.7、（2003年）37頁～45頁

坂口貴弘「記録連続体の理論とその適用：記録の評価選別における機能分析プロセスを例に（組織の倫理と記録管理）」『レコード・マネジメント』47巻、（記

録管理学会、2004年）15頁～33頁

廣畑研二「司法省刑事参考記録考—ギロチン社事件記録を通して—」『法律時報』第80巻4号（2008年）125頁～129頁

廣畑研二「続・司法省刑事局参考記録考—司法省刑事局編纂調書を通して—」『法律時報』第80巻12号（2008年）76頁～80頁。

奥住弘久「裁判所における文書管理と官僚制」『千葉大学法学論集』（千葉大学法学会、2011年）83頁～123頁

加藤聖文「市民社会における「個人情報」保護のあり方—公開の理念とアーキビストの役割—」『国文学研究資料館紀要. アーカイブズ研究篇』第11号（人間文化研究機構国文学研究資料館、2015年）1頁～14頁

依田健「司法府から国立公文書館への公文書の移管について」『アーカイブズ』38号（国立公文書館、2010年）46頁～56頁

村上裕章「裁判所における情報公開—司法行政文書を中心として—」『法政研究』第83巻1・2号、九州大学法政学会、2016年）1頁～28頁

中村誠「情報公開法等に基づく開示請求の対象外となる「訴訟に関する書類」について：行政文書が「訴訟に関する書類」にも該当する場合」『岡山大学法学会雑誌』第67巻2号（2017年）226頁～195頁

村上由佳「国立公文書館における個人情報に関する利用審査について」『北の丸』49号（国立公文書館報、2017年）71頁～88頁

塚原英治「裁判の公開、裁判記録の保存と利用（1）」『青山法務研究論集』第16巻、（青山学院大学法務研究学会、2018年）23頁～53頁

塚原英治「裁判の公開、裁判記録の保存と利用（2）」『青山法務研究論集』第17巻（青山学院大学法務研究学会、2019年）83頁～113頁

山田敏之「国の機関における公文書の保存について」『レファレンス』第836号、（国立国会図書館、2019年）1～27頁

石塚伸一「刑事確定訴訟記録と学問の自由—学術に対する介入と研究者の“現存在（Dasein）”—」『龍谷法学』第53巻第4号（龍谷大学法学会、2021年）9頁～35頁

萩原淳「近代日本の司法関係資料の現状と司法政治史研究の現在」『政策科学・国際関係論集』第21号、（琉球大学法文学部、2021年）1頁～38頁

澤康臣「公共情報としての裁判記録 恩恵でなく、市民の権利に」『Journalism』No.376（朝日新聞社、2021年）40頁～45頁

福島至「刑事裁判と訴訟記録の公開 民主主義支えるため不可欠」『Journalism』No.376（朝日新聞社、2021年）46頁～51頁

青島顕「歴史の検証から閉ざされた裁判記録 保存・閲覧のためのルール整備を」『Journalism』No.376（朝日新聞社、2021年）52頁～57頁

杉本宙矢「裁判記録で迫った“無期懲役”『日本一長く服役した男』制作秘話」『Journalism』No.376（朝日新聞社、2021年）58頁～63頁

〈書籍〉

- 押切謙徳＝古江頼隆＝皆川正文『注釈 刑事確定訴訟記録法』（ぎょうせい、1988年）
- 奥平康弘『ジャーナリズムと法』（新世社、1997年）
- 中村泰次＝弘中惇一郎＝飯田正剛＝坂井眞＝山田健太『刑事裁判と知る権利』（三省堂、1994年）
- 右崎正博＝田島泰彦＝三宅弘編『情報公開法 立法の論点と知る権利』（三省堂、1997年）
- 福島至編著『コンメンタル刑事確定訴訟記録法』（現代人文社、1999年）
- 福島至「刑事訴訟記録の取扱について」日本弁護士連合会／編「現代法律実務の諸問題（平成14年版）」（第一法規、2003年）649頁～667頁所収
- 竹澤哲夫『戦後裁判史断章－弁護士体験から』（光陽出版社、2006年）
- 平川宗信「刑事司法情報の保存と公開の法的枠組み」『憲法的刑法学の展開－仏教思想を基盤として』（有斐閣、2014年）398頁～408頁
- 宇賀克也『逐条解説公文書等の管理に関する法律（第3版）』（第一法規株式会社、2015年）
- 公文書管理研究会（編）『実務担当者のための逐条解説 公文書管理法・施行令（新版）』（ぎょうせい、2019年）
- 三宅弘『「情報公開法形成」「公文書管理」の論点ハンドブック』（シングルカット社、2020年）
- ほんとうの裁判公開プロジェクト『記者のための裁判閲覧ハンドブック』（公益財団法人新聞通信調査会、2020年）